

「Wi-Fi」と発信者情報

2015年5月8日

牧野総合法律事務所弁護士法人
弁護士 森 悟史

前回、インターネット上での発信者の特定を説明しました。

今回は、発信者の特定が難しい事例を挙げます。それは、「Wi-Fi」を利用した場合です。

インターネットに接続する方法の一つとして、「Wi-Fi」(ワイファイ)があります。

「Wi-Fi」とは、「Wireless Fidelity」の略で、無線LANの一種と考えればよいと思います。通常、携帯電話やスマートフォン、タブレットの場合、携帯電話会社などと契約し、携帯電話又はスマートフォン専用の通信網を利用してインターネットに接続します。

これに対し、「Wi-Fi」の場合、携帯電話等の通信網を利用することなく、固定電話の通信網(家のパソコンなどの接続されているもの)や、お店に設置されている「Wi-Fi」スポットと呼ばれる電波中継機を通して、インターネットに接続することができます。

「Wi-Fi」スポットは、全国に多数あります。月額数百円程度の非常に低額な料金を払えば、全国数十万か所にある「Wi-Fi」スポットで、インターネットに接続できるというサービスもあります。

また、「フリースポット」と呼ばれる場所もあり、ここでは無料で、インターネットに接続することができます。

現在、ファーストフード店、コーヒーショップやショッピングモール、ホテルなどに「フリースポット」があります。

この「Wi-Fi」は、皆さんがお持ちの携帯電話、スマートフォン、タブレットのほとんどに対応しており、「Wi-Fi」の設定を行えば、すぐに利用することができます。

このように、通常の携帯電話やスマートフォンの通信網を使用せず、別の通信網を使用することができる「Wi-Fi」ですが、お店に設置されている電波中継機を通してインターネットに接続される場合、一つ問題が生じます。

すべての場合に当てはまるということではありませんが、インターネット上で誹謗中傷した書き込みをした者を特定する場合があります。

前回、説明したように、発信者を特定するためには、「IPアドレス」と「タイムスタンプ」が必要でした。

ところが、フリースポット等のお店に設置されている「Wi-Fi」スポットと呼ばれる電波中継機を通して接続された場合、この「IPアドレス」と「タイムスタンプ」だけでは発信者を特定できないケースがあるのです。

「Wi-Fi」スポットを管理している会社は、各「Wi-Fi」スポットを自社内でのネットワークで結び、一旦、すべての通信を自社サーバに集め、

そこから、インターネットに接続するというシステムを組むことがあります。

しかしながら、各「Wi-Fi」スポットは、全国に数十万ヶ所以上ありますので、インターネットのIPアドレスが足りなくなることがあります。

そこで、現在のシステムでは、一つのIPアドレスを複数のインターネット利用者が同時に使用することがあります。

「Wi-Fi」スポットを管理している会社は、自社内ネットワークにおいて、自社内でのみ利用できるプライベートなIPアドレスを使用し利用者を判別できますので、自社外のインターネットにおいて一つのIPアドレスに複数の利用者が同時に使用しても問題がないのです。

ところが、インターネット上でのIPアドレス(これを、プライベートIPアドレスとは区別して、「グローバルIPアドレス」と言うことがあります。)は同時に複数の利用者がいますので、この「IPアドレス」と「タイムスタンプ」だけでは、発信者を特定できないのです。

この場合、掲示板等ウェブページの管理人から、「IPアドレス」、「タイムスタンプ」の他、誹謗中傷の書き込みがされたウェブページのアドレス(ウェブページのIPアドレス)を開示してもらうことにより、発信者の特定が可能となります。

もっとも、大量のウェブページを有しているところでは、ウェブページのIPアドレスを特定するのが難しいこともあります。

また、携帯電話、スマートフォン、タブレット等のデバイスを用いて書き込みがなされた場合、掲示板等のウェブページの管理人に、携帯電話等の製造番号やSIMカード番号などが保管されていることがあります。

この場合、製造番号等の開示を受けることにより、発信者の特定が可能となります。